

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

內閣提出法律案（一三件）

| 番号 | 件名 | 提出月日 | 提出月日 | 本院に受領 |
|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| 36 恩給法等の一部を改正する法律案 | 29 厚生省設置法の一部を改正する法律案 | 14 労働省設置法の一部を改正する法律案 | 12 郵政省設置法の一部を改正する法律案 | 6 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案 |
| 3 防衛府職員給与法の一部を改正する法律案 | 2 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 | 1 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 | | |
| 受 四、二 領 (予) (予) | 受 八、一 領 (予) (予) | 受 五七、 三二六 領 (予) (予) | 受 一三二 領 (予) (予) | 受 五七、 三二九 領 (予) (予) |
| 可 四、一 決 (予) (予) | 可 八、一 決 (予) (予) | 可 五七、 三二六 決 (予) (予) | 可 一三二 決 (予) (予) | 可 五七、 三二九 決 (予) (予) |
| 可 四、一 決 (予) (予) | 可 八、一 決 (予) (予) | 可 五七、 三二九 決 (予) (予) | 可 一三二 決 (予) (予) | 可 五七、 三二九 決 (予) (予) |
| 可 四、一 決 (予) (予) | 可 八、一 決 (予) (予) | 可 五七、 三二九 決 (予) (予) | 可 一三二 決 (予) (予) | 可 五七、 三二九 決 (予) (予) |
| | | | | |

| | | |
|------------------------|----------------|----------------|
| 18 | 番号 | 衆議院議員提出法律案（一件） |
| 国家公務員法の一部を改正する法律案 | 件名 | |
| 外岩垂寿喜男君 (五七、一一、四二三) | 提出者 (月日) | |
| 五七、四二六 | 予備送付月日 | 本院へ |
| (予) | 付委員会 (予) | 参議院 |
| | 議委員決会 | |
| | 議本会決議 | |
| 五七、四二六 | 付委員会 | 衆議院 |
| 継続審査 | 議委員決会 議本会決議 | |
| | 備考 | |

| | | | | |
|--------------------|---|---|---|--------------|
| 75 | 72 | 64 | 59 | 43 |
| 案障害に関する用語の整理に関する法律 | 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案 | 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案 | 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 | 地域改善対策特別措置法案 |
| 三二一 | 三二〇 | 三二五 | 三二三 | 三二六 |
| 受領 四二七 | 受領 四二三 | 受領 四二三 | 受領 四二三 | 受領 三二九 |
| (予) 三二一 | 四二八 | (予) 三二五 | (予) 三二三 | (予) 三一 |
| 可決 七六 | 可決 七六 | 修正 五一 | 修正 五一 | 可決 三二〇 |
| 可決 七九 | 可決 七九 | 修正 五二 | 修正 五二 | 可決 三二一 |
| 三二一 | 三二六 | 大蔵 三二五 | 大蔵 三二三 | 三二六 |
| 可決 四二七 | 可決 四二三 | 可決 四二二 | 修正 四二 | 可決 三二八 |
| 可決 四二七 | 可決 四二三 | 可決 四二三 | 修正 四二三 | 可決 三二九 |
| | 旨説明聴取趣向 四二八 | 衆同 五一 | 衆同 五一 | |
| | | 衆へ 五一 | 衆へ 五一 | |
| | | 意付 一二 | 意付 一二 | |

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第一号) (衆議院送付)

五六、一二、二二 内閣提出

一二、二二 衆可決

一二、二三 参可決

要旨

本案は、昭和五十六年八月七日付の人事院の一般職の職員の給与に関する勧告を実施しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定措置

全俸給表の全俸給月額を平均一万二百三十六円五%引き上げること。

二、諸手当の改定措置

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を一十万五千円（現行十九万五千円）に引き上げるとともに、同俸給表以外の俸給表の適用を受ける職員のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める

職員に対する支給月額の限度額を三万九千五百円（現行三万八千円）に引き上げること。

2 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万二千円（現行一万千円）に、配偶者のない職員の扶養親族のうち一人に係る支給月額を八千円（現行七千五百百円）に引き上げること。

3 調整手当について、次の措置を行うこと。

甲地のうち人事院規則で定める地域及び官署における支給割合を百分の九（現行百分の八）に引き上げることともに、これらの地域及び官署以外の地域及び官署に在勤する医療職俸給表(一)の適用を受ける職員等に対する支給割合を百分の九（現行百分の八）に引き上げることとし、甲地に属する地域から当該地域の周辺の地域内にある区域に多数の官署が移転し又は新設された場合であつて、その移転等の状況等に特別の事情があると認められるときの支給割合の限度を百分の九（現行百分の八）に引き上げる。

なお、筑波研究学園都市移転手当についても、同様に支給割合の限度を百分の九（現行百分の八）に引き上げる。

4 住居手当について、月額九千円（現行七千円）を超える家賃を支払っている職員に同手当を支給することに改め、その支給月額は、一万六千五百円（現行一万四千五百円）以下の家賃を支払っている職員にあつては家賃の月額から九千円（現行七千円）を控除した額とし、月額一万六千五百円（現行一万四千五百円）を超える家賃を支払っている職員にあつては家賃の月額から一万六千五百円（現行一万四千五百円）を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が六千五百円（現行五千五百円）を超えるときは六千五百円（現行五千五百円））を七千五百円（現行同額）に加算した額に引き上げること。

5 通勤手当について、全額支給の限度額を一万七千円（現行一万六千円）に引き上げる。ただし、この限度額を超える部分の二分の一の加算限度額二千五百円を現行どおり据置くこととし、最高支給限度額を一万九千五百円（現行一万八千五百円）に引き上げること。

6 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の支給限度額を日額二万一千三百円（現行二万一千二百円）に引き上げること。

7 筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置についての人事院勧告の期限を五年とすること。

三、施行期日等

1 本法律は、公布の日から施行すること。ただし、調整手当、筑波研究学園都市移転手当、非常勤職員手当の支給限度額及び指定職俸給表に関する改正規定は、昭和五十七年四月一日から施行すること。

2 本法律（調整手当、筑波研究学園都市移転手当、非常勤職員手当の支給限度額及び指定職俸給表に関する改正規定を除く。）の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定は昭和五十六年四月一日から適用する。ただし、同日から昭和五十七年三月三十一日までの間において、百分の二十以上の割合による俸給の特別調整額を受けるべき官職を占める職員（管理職員）であつた期間のある職員のその管理職員であつた期間の給与については改正前の法によること。

3 昭和五十六年度に支給する期末手当及び勤勉手当について、それぞれの算定の基礎となる俸給月額等については、改正後の法を適用せず、改正前の俸給月額等によること。

4 (1) 管理職員のうち、俸給、俸給の特別調整額、調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び筑波研究学園都市手当の月額の合計額が、当該職員が百分の十六の割合による俸給の特別調整額を受けるものとした場合に受けることとなるこれらの給与の月額の合計額に満たないこととなる期間のある職員には、その期間、その差額を支給すること。

(2) 管理職員のうち、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当の月額が、それぞれ、当該職員が管理職員以外の職員であるものとした場合に受けることとなる当該手当の月額に満たないこととなる期間のある職員には、その期間、それぞれその差額を支給すること。

5 国家公務員災害補償法及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の規定の適用について、暫定措置を講じることとともに、調整手当等の改正は昭和五十七年四月一日とし、昭和五十六年度に支給する期末・勤勉手当については改正前の俸給月額等によること等としております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正す

る法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。内閣総理大臣、国務大臣等の俸給月額は据え置くこととしております。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正す

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

る法律案は、去る八月七日付の人事院の給与についての勧告にかんがみ、一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額を昭和五十六年四月一日から平均5%引き上げるとともに、調整手当、筑波研究学園都市移転手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、医師等に対する初任給調整手当の額の改定等を行うほか、筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置についての人事院の勧告の期限を昭和六十年十二月三十一日まで五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。ただし、本法律案の附則において指定職及び本省課長等のいわゆる管理職員の給与改定については所要の調整措置を講じた上、本年度は凍結する

とともに、調整手当等の改正は昭和五十七年四月一日とし、昭和五十六年度に支給する期末・勤勉手当については改正前の俸給月額等によること等としております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。内閣総理大臣、国務大臣等の俸給月額は据え置くこととしております。

は、指定職及び本省課長等俸給月額が凍結される職員が昭和五十六年度中に退職する場合の退職手当の計算について、その特例等を定めようとするものであります。

一二一、二二一 衆可決
一二一、二三一 参可決

最後に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、

一般職の職員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上四法律案を一括して審査を行い、人事院勧告完全実施の再確認、職務給の基本原則と今回の凍結措置との矛盾、給与改善経費の予算計上等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、以上四法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第二号) (衆議院送付)

一、内閣総理大臣、国務大臣等の俸給月額は据え置き、内閣法制局長官等の俸給月額は百八万円（現行百三万円）とし、その他政務次官以下の俸給月額については、九十二万円から七十九万八千円（現行八十八万円から七十五万八千円）の範囲内で改定すること。

二、大使及び公使の俸給月額を、百八万円から五十九万三千円（現行百三万円から五十六万二千円）の範囲内で改定する。ただし、国務大臣と同額の俸給を受ける大使の俸給月額は据え置くこと。

三、秘書官の俸給月額を、三十六万四千五百円から十七万八千五百円（現行三十四万七千円から十六万九千円）の範囲内で改定すること。

四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限

五六、一一一、一二一 内閣提出

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

度額を、三万九千二百円（現行三万六千九百円）及び二

万一千三百円（現行二万一千二百円）にそれぞれ改定すること。

五、内閣総理大臣及び国務大臣に支給する調整手当の月額については、これを、当分の間、俸給月額の百分の八とすること。

六、本法律は、公布の日から施行し、秘書官の俸給月額の引上げは昭和五十六年四月一日から適用するとともに、

内閣法制局長官等、大使及び公使の俸給月額の引上げ並びに委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額の引上げは、昭和五十七年四月一日から施行すること。

委員長報告

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第三号）（衆議院送付）

五六、一二、二一 内閣提出

一二、二二 衆可決

一二、二三 参可決

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、防衛厅職員の給与の月額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参事官等俸給表について平均五・二%引き上げるとともに、自衛官に適用される自衛官俸給表について平均五・一%（昭和五十七年四月一日からは五・三%）引き上げること。

二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を五万六千九百円（現行五万三千五百円）に増額すること。

三、當外手当の月額を五千六百四十円（現行五千四百五十円）に増額すること。

四、管理職員間のいわゆる逆転防止などについて、一般職の例に準じて措置すること。

五、本法律は、公布の日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用すること。ただし、指定職の職員の俸給の改定部分については昭和五十七年四月一日から施行し、また一部の管理職員の給与改定についても同日から実施すること。

委員長報告

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）

五六、一二、二一 内閣提出

一二、二二 衆可決

一二、二三 参可決

要旨

本案は、昭和五十六年度に俸給月額を改定する法令等が制定されることにより、同年度中に退職する職員の間の退

職手当について生ずる不均衡を是正しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、指定職及び百分の二十以上の割合による俸給の特別調整額（いわゆる管理職手当）を受けるべき官職を占める職員等が昭和五十六年度中に退職した場合の退職手当の支給に関する法令の適用については、同年度内に俸給月額を改定する法令等が制定され、その者の俸給月額が同年度内は改定前の俸給月額に凍結されることとなるときは、改定後の俸給月額とすること。

二、整理等による短期勤続退職等の退職手当の額の計算となるべき扶養手当の月額については、改定後の扶養手当の月額とすること。

三、本法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

郵政省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）（衆議院送付）

五七、一、二九 内閣提出

三、二六 衆可決

四、九 参可決

要旨

本案は、電気通信行政の一層公平かつ能率的な運営を図るため、郵政省の附属機関として置かれている審議会の組織について所要の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、電気通信審議会を設置すること。

二、郵政審議会を改組するとともに、有線放送審議会を廃止すること。

三、その他規定の整備を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と

結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における電気通信の重要性の増大にからみ、電気通信行政の一層の公平かつ能率的な運営を図るため、電気通信審議会を設置することとし、これに伴い現行の郵政審議会を改組し、有線放送審議会を廃止する等所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、電気通信審議会の構成と運営及び行政改革との関連、私的諮問機関である電気通信政策懇談会と国家行政組織法第八条との関係、郵政審議会の活動状況、電気通信の高度利用化問題、電話料金問題等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る附帯決議が全会一致をもつて行われました。

以上御報告申し上げます。

労働省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）（衆議院送付）

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣

委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

- まず、労働省設置法の一部を改正する法律案は、高年齢者の雇用の現状にかんがみ、高齢者対策を総合的に推進するため、第一に、労働省本省の内部部局である職業安定局に新たに高齢者対策部を設置するとともに、現行の失業対策部を廃止すること、第二に、高齢者対策部においては、定年の引き上げ等による雇用の延長の促進その他高齢者の職業安定に関する事務等を所掌することとしております。
- 三、二六 衆可決
- 三、三一 参可決

本案は、高年齢者の雇用の現状にかんがみ、高齢者対策を総合的に推進するため、労働省職業安定局に高齢者対策部を設置しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、労働省本省の内部部局である職業安定局に新たに高齢者対策部を設置するとともに、現行の失業対策部を廃止すること。

二、高齢者対策部においては、定年の引上げ等による雇用の延長の促進その他高齢者の職業の安定に関する事務等を所掌すること。

三、本法律は、昭和五十七年四月一日から施行すること。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民會議、日本共産党、民社党・国民

連合及び新政クラブの各派共同提案に係る附帯決議が全会一致をもって行われました。

次に、地域改善対策特別措置法案は、現行の同和対策事業特別措置法が本年三月三十一日に失効することにかんがみ新たに提案されたものであります。今後とも引き続き日本国憲法の理念にのっとり、歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に資するため、当該地域について行われる地域改善対策事業の円滑な実施を図ろうとするものであります。

その内容の第一は、対象地域について実施する地域改善対策事業の範囲及びその内容を明らかにするため、これを具体的に政令で定めること、第二は、地域改善対策事業の円滑な実施を図るために、國及び地方公共団体並びに國民の責務を定めるとともに、同事業の推進に当たり配慮すべき事項を定めること、第三は、地域改善対策事業に要する経費について、同和対策事業特別措置法におけると同様に、地方公共団体の財政負担の軽減を図るために特別の措置を講ずること、第四は、この法律の有効期間を五年間とすると

ともに、同和対策事業特別措置法の失効に伴い必要な経過措置等を設けることとしております。

委員会におきましては、同和問題に関する小委員会を設置し、同小委員懇談会での協議に基づき、林同小委員長から各会派の意見を取りまとめたものにより質疑が行われました。

その質疑の主な点は、今回の新法の制定に当たっての運用の基本方針、昨年十二月の同和対策協議会の意見具申に盛られた雇用、教育、啓発等の諸施策の必要性と政府の対応策など各般にわたるものでありましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して安武委員より、法の目的と事業の目標を明確にする等を内容とする修正案が提出され、その趣旨説明が行われました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、政府の意見を聴取いたしましたところ、田邊総理府総務長官から、政府としては賛成いたしかねる旨の発言がありました。

別に討論もなく、採決に入り、安武委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

厚生省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二十九号）（衆議院送付）

委員長報告

ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

- 五七、二、一〇 内閣提出
八、一八 衆可決
八、二〇 参可決

要旨

本案は、老人保健対策を総合的に推進するため、厚生省公衆衛生局に老人保健部を設置しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、公衆衛生局に老人保健部を設置するとともに、医務局次長を廃止すること。
- 二、老人保健部においては、老人保健法の施行に関する事務等を所掌すること。
- 三、その他所要の規定の整理を行うこと。
- 四、本法律は、老人保健法（昭和五十七年法律第 号）第五章の規定の施行の日から施行すること。

本法律案は、本格的な高齢化社会の到来に対応し、老人保健対策を総合的に推進するため、厚生省公衆衛生局に老人保健部を設置し、老人保健法の施行に関する事務等を所掌させるとともに、これに伴い医務局次長の廃止等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、老人保健対策の総合的推進と老人保健部設置との関係、老人保健部発足のための基盤整備の概要、老人保健法の施行と今後の老人医療行政等についてまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただし、その他所要の規定の整理に関する改正については、同法附則第四十一条の規定の施行の日から施行すること。

以上御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第三六号）（衆議院送付）

五七、二、一〇 内閣提出

四、一三 衆可決

四、二三 参可決

要旨

本案は、最近の経済情勢にかんがみ恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、恩給年額の増額

昭和五十六年度の公務員給与の改善傾向を分析した結果に基づき、恩給年額の計算の基礎となつてゐる仮定俸給年額を昭和五十七年五月から、年額百二十八万円以上の仮定俸給については四・五%プラス一万二千八百円、年額百二十八万円未満の仮定俸給については五・五%引

き上げること、ただし、その引上額が二十二万八百円を超える場合はこの額を限度とし、七十七号俸以上の仮定俸給については更に遞減調整した額とすること。

なお、公務員給与において、管理職の給与改善が据え置かれたことを考慮して、六十六号俸以上の者に給する普通恩給（傷病恩給と併給される普通恩給を除く）の年額については、昭和五十八年三月まで増額分の三分の一を停止すること。

二、公務関係扶助料の最低保障額の改善

公務扶助料の最低保障額を昭和五十七年五月から、兵八月から戦没者遺族の処遇の改善を図るため、上積みを行い、遺族加算を含め現行百二十三万六千円（月額十万三千円）を百三十二万円（月額十一万円）に引き上げること。

また、特例扶助料及び増加非公死扶助料の最低保障額についても昭和五十七年五月から五・五%引き上げ、更に同年八月から公務扶助料の最低保障額に対する上積み額の八割相当額を上積みした額に引き上げること。

三、傷病恩給の改善

増加恩給及び傷病年金の年額を昭和五十七年五月から、兵の仮定俸給の増額に準じて五・五%引き上げ、更に同年八月から戦傷病者の処遇の改善を図るため、増加恩給第一項症より傷病年金第四款症に至るまでそれぞれ三万円乃至一万円を上積みした額に引き上げること。

また、特例傷病恩給の年額についても、昭和五十七年五月から五・五%引き上げ、更に同年八月から公務傷病恩給（増加恩給及び傷病年金）に対する上積額の八割相当額をそれぞれ上積みした額に引き上げること。

四、傷病者遺族特別年金の改善

傷病者遺族特別年金の年額を昭和五十七年五月から兵の仮定俸給の増額に準じて五・五%引き上げ、更に同年八月から增加非公死扶助料の最低保障額の引き上げ等を勘案して引き上げること。

五、普通恩給等の最低保障額の改善

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を昭和五十七年五月から兵の仮定俸給の増額に準じて五・五%引き上げ、更に普通扶助料の最低保障額については、寡婦加算を加えた場合における普通恩給の最低保障額に対する現行の給付割合を考慮して、同年八月から長期在職者の場合五

十二万円に引き上げるとともに、短期在職者についてもこれに準じて引き上げること。

六、扶養加給の改善

昭和五十六年度の公務員の扶養手当の改善に準じて、昭和五十七年五月から傷病恩給の扶養加給の年額を引き上げること。

七、恩給外所得による普通恩給の停止基準額の改善

恩給年額の増額措置に伴い恩給外所得による普通恩給の停止に係る基準について所要の措置を講ずるものとすること。

八、施行期日

本法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。ただし、恩給外所得による普通恩給の停止基準額の引上げについては同年七月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給受給者の

処遇の一層の充実を図るため、恩給年額の増額及び普通恩給等の最低保障額の増額等所要の改善を行おうとするものであります。恩給年額の増額につきましては、昭和五十六年度における公務員給与の改善を基礎として、昭和五十七年五月から恩給年額を増額するとともに、公務関係扶助料の最低保障額、傷病恩給の基本年額等については同年八月からさらに増額を行い、公務扶助料については遺族加算を含め年額百三十一万円を保障することとしております。

委員会におきましては、公務員の給与改善と恩給改定、

今回の五月実施の理由、恩給の将来見通し、台湾人の元日本軍人軍属に係る補償、その他の戦後処理問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本社会党、公明党・国民會議、日本共産党、民社党・国民連合及び新政クラブを代表して、片岡理事より、恩給の改定実施時期の本年五月を一ヶ月繰り上げ、四月から実施することを内容とする修正案が提出され、その趣旨説明が行われました。

本修正案は予算を伴うものでありますので政府の意見を

聽取いたしましたところ、田邊総理府総務長官から、政府としては遺憾ながら反対である旨の御発言がありました。

討論なく、採決に入り、片岡理事提出の修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る恩給の改定実施時期等七項目にわたる附帯決議が全会一致をもつて行されました。

以上御報告申し上げます。

地域改善対策特別措置法案（閣法第四三号）（衆議院送付）

五七、二、一六 内閣提出

三、一九 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本案は、現行の同和対策事業特別措置法が本年三月三十日をもつて失効するため新たに提出されたものであり、歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害され

てはいる地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に資するため、当該地域について行われる地域改善対策事業の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

第一 目的

本法律は、日本国憲法の理念にのつとり、歴史的社會的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という）について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業（以下「地域改善対策事業」という）の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とすること。

第二 地域改善対策事業の推進等

一、国及び地方公共団体は、第一の目的を達成するため、協力して、地域改善対策事業を迅速かつ総合的に推進するよう努めなければならないものとすること。
二、国及び地方公共団体は、地域改善対策事業を実施す

るに当たつては、対象地域とその周辺地域との一体性の確保を図り、公正な運営に努めなければならないものとすること。

三、国民は、地域改善対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、地域改善対策事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならないものとすること。

第三 特別の助成

国の負担又は補助に係る地域改善対策事業の負担又は補助については原則として、予算の範囲内で、三分の一の割合をもつて算定するものとすること。

第四 地方債

地方公共団体は、地域改善対策事業に要する経費については、地方債をもつてその財源とができるものとし、資金事情の許す限り、政府資金をもつてその全額を引き受けるものとすること。

第五 元利償還金の基準財政需要額への算入

地方公共団体が地域改善対策事業に要する経費に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税の額の算定に用い

る基準財政需要額に算入するものとすること。

第六 その他（附則関係）

一、この法律は、昭和五十七年四月一日から施行すること。

二、この法律は、昭和六十二年三月三十一日限りその効力を失うものとすること。

三、同和対策事業特別措置法の失効に伴う所要の経過措置について規定すること。

本案は、国家公務員共済組合等からの年金の額につき恩給法等の改正内容に準じてその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法に基づく退職年金等について、その年金額の算定の基礎となつた俸給を昭和五十六年度における国家公務員の給与の改善内容（平均五・〇%の引上げ）に準じて増額することにより、昭和五十七年五月分から年金の額を引き上げること。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）（衆議院送付）

五七、 三、 一二 内閣提出

四、 一三 衆修正

五、 一二 参修正

五、 一四 衆同意

要旨

本件は、国家公務員共済組合等からの年金の額につき恩給法等の改正内容に準じてその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法に基づく退職年金等について、その年金額の算定の基礎となつた俸給を昭和五十六年度における国家公務員の給与の改善内容（平均五・〇%の引上げ）に準じて増額することにより、昭和五十七年五月分から年金の額を引き上げること。

ただし、増額後の俸給年額が四百十六万二千四百円以上上の者に支給する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金については、昭和五十八年三月分まで、増額分の三分の一の支給を停止すること。

なお、昭和五十六年度の退職者で、俸給の特別調整額（いわゆる管理職手当）を受けていたために、同年度中に俸給引上げがなかつた期間のある者についても、その

引上げがあつた者との均衡を考慮して、昭和五十七年五月分以後、その年金の額を引き上げること。

二、長期在職した退職年金受給者等の最低保障額を昭和五十七年五月分から一律五・五%引き上げるほか、遺族年金及び公務関係年金受給者の最低保障額については、同年八月分から更に引き上げること。

三、公務上の年金受給者に支給する配偶者等に係る扶養加給の額を昭和五十七年五月分から引き上げること。

四、掛金及び給付の額の算定の基礎となる俸給の最高限度額四十二万円を昭和五十七年四月一日から四十四万円に引き上げること。

五、運営審議会委員の任命の特例期間を運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日とすること。

六、本法律は、昭和五十七年五月一日から施行すること。

ただし、掛け金及び給付の額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げは同年四月一日から施行すること。
なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われている。

修正要旨

施行期日について、原案では、昭和五十七年五月一日であるのを、既に同日を経過しているため、「昭和五十七年五月一日」を「公布の日」に改めるとともに、これにともなう所要の修正を行うものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

共済関係二法案は、すでに本国会で成立しております恩給法等の改正内容に準じて、国家公務員共済組合及び公共企業体の各共済組合が支給する既裁定年金額及び最低保障額等を本年五月から増額するほか、所要の措置を講じようとするものであります。国家公務員の共済組合制度につきましては、このほか掛け金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引き上げを行おうとするものであります。

なお、国家公務員共済関係法案は、衆議院におきまして施行期日の一部について所要の修正が行われております。
委員会におきましては、以上二法案を一括して審査し、

改定実施時期一ヶ月おくれの理由と来年度以降の取り扱い、
共済年金制度基本問題研究会の進捗状況とその見通し、国
鉄共済年金財政の現状と今後の対策及び公的年金制度の一
元化問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会
議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、以上二法案に対し、日本社

会党、公明党・国民會議、日本共産党及び民社党・国民連
合を代表して片岡理事より年金改定の実施時期である本年
五月を一ヶ月繰り上げて四月からとする内容の修正案が、
自由民主党・自由国民會議を代表して伊江理事より、施行
期日のうち「昭和五十七年五月一日」がすでに経過してお
りますため、これを「公布の日」に改めるとともに本年五
月一日に遡及して適用することとする内容の修正案がそれ
ぞれ提出され、その趣旨説明が行われました。

片岡理事提出の国家公務員共済関係法案に対する修正案
は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いた
しましたところ、渡辺大蔵大臣から政府としては反対であ
る旨の発言がありました。

討論なく、採決の結果、片岡理事提出の修正案はいずれ
も賛成少数で否決、伊江理事提出の修正案及び修正部分を

除く原案はいずれも多数で可決され、共済関係二法案は修
正議決すべきものと決定いたしました。

なお、二法案に対し、各派共同提案に係る共済組合法度
の充実を図るためにわたる附帯決議が全会一致を
もって行われました。

以上御報告申し上げます。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に
規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及
び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣
法第六四号）（衆議院送付）

五七、三、一五 内閣提出

四、二三 衆可決

五、一二 参修正

五、一四 衆同意

要旨

本案は、公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組
合が支給する年金の額につき恩給法等の改正内容に準じて

その引上げを図るとともに、退職年金等の最低保障額の引上げ等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、旧国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法に基づく退職年金等については、その年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を昭和五十六年度における国家公務員の給与の改善内容（平均五・〇%の引上げ）に準じて増額することにより、昭和五十七年五月分から年金の額を引き上げること。

ただし、増額後の俸給年額が四百十六万二千四百円以上の方に支給する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金については、昭和五十八年三月分まで、増額分の三分の一の支給を停止すること。

なお、昭和五十六年度の退職者で、俸給調整適用者であつたものは、同年度中俸給引上げがなかつたにもかかわらず、その引上げがあつた者との均衡を考慮して、昭和五十七年五月分以後、その年金の額を引き上げること。
二、長期在職した者に係る退職年金等の最低保障額を昭和五十七年五月分から一律五・五%引き上げるほか、遺族年金及び障害年金等公務関係年金の最低保障額について

は、同年八月分から更に引き上げること。

三、公務上の年金受給者に支給する配偶者等に係る扶養加給の額を昭和五十七年五月分から引き上げること。

四、運営審議会委員の任命の特例期間を運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日とすること。

五、本法律は、昭和五十七年五月一日から施行すること。

修正要旨

施行期日について、原案では、昭和五十七年五月一日であるのを、既に同日を経過しているため、「昭和五十七年五月一日」を「公布の日」に改めるとともに、これにともなう所要の修正を行うものである。

委員長報告

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の
消滅等による法律の廃止に関する法律案（閣法第七二号）（衆
議院送付）

律の規定の整理

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の
一部改正

五七、三、二〇 内閣提出

四、二三 衆可決

四、二八 参本会議趣旨説明

七、九 参可決

と。

二、風俗営業等取締法の一部改正

まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に
射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業の許可の
更新期間を六月から一年に延長すること。

三、統計法の一部改正

統計主事について必置規制の一部を廃止すること。

四、旅券法の一部改正

一般旅券の発給申請をするにあたり、申請者の配偶
者又は二親等内の親族を通じて一般旅券の発給の申請
に係る書類及び写真を提出するときは、やむを得ない
理由により申請者の出頭が困難であると認められない
場合であつても、これを認めることとする」と。

五、たばこ専売法の一部改正

第一 許可、認可等行政事務の簡素合理化に伴う三十五法

間を五年以内（現行三年以内）とすること。

(二) 製造たばこの製造用器具の製作、販売輸出及び輸入に係る日本専売公社の許可を廃止すること。

六、塩専賣法の一部改正

日本専賣公社の塩販売人に対する指定期間を五年以内（現行三年以内）とすること。

七、砂糖消費税法の一部改正

未納税移出等に係る砂糖類について税務署長等が必要と認める場合にのみ免税等の表示を命ずることができることとすること。

八、トランプ類税法の一部改正

見本用等のトランプ類についてトランプ類税法の適用除外とするための税務署長等の承認を廃止すること。

九、石油ガス税法の一部改正

免税移出等に係る課税石油ガスについて免税の表示制度を廃止すること。

十、国税徵收法の一部改正

不動産等の公売につき最高価申込者に対する売却決定の取消し等があつた場合において、最高価申込者の入札価額に次ぐ高額の入札をした者で次順位による買

受けの申込みをしているものがあるときは、再公売によることなく、その次順位買受申込者に対しても売却決定を行うことができる」とすること。

十一、学校教育法の一部改正

広域の通信制課程に係る文部大臣の承認制を届出制に改めること。

十二、社会教育法の一部改正

社会教育主事補について必置規制を廃止すること。

十三、厚生省設置法の一部改正

検疫所に、販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装等の輸入に際しての検査及び指導を行わせることができることとすること。

十四、保健所法の一部改正

保健所以外の施設の名称中に保健所たることを示すような文字を用いる場合の厚生大臣の許可を廃止すること。

十五、「トラホーム」予防法の一部改正

(一) 医師がトラホーム患者を診断したときの保健所長への届出を廃止すること。

(二) トラホームの予防及び治療に関する施設について

必置規制を廃止すること。

十六、寄生虫病予防法の一部改正

寄生虫病の予防及び治療に関する施設について必置規制を廃止すること。

十七、性病予防法の一部改正

性病の診療を行うための病院又は診療所について必置規制を廃止すること。

十八、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部改正

(一) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験委員と柔道整復師試験委員とを統合すること。

(二) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の住所変更の届出を廃止すること。

十九、医師法の一部改正

医師の年次届を改めて、二年ごとに一回とすること。

二十、診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部改正

診療エックス線技師の住所変更の届出を廃止すること。

と。

二十一、柔道整復師法の一部改正

柔道整復師の住所変更の届出を廃止すること。

二十二、歯科医師法の一部改正

歯科医師の年次届を改めて、二年ごとに一回とするること。

二十三、歯科衛生士法の一部改正

歯科衛生士の年次届を改めて、二年ごとに一回とするること。

二十四、歯科技工法の一部改正

歯科技工士の年次届を改めて、二年ごとに一回とするること。

二十五、保健婦助産婦看護婦法の一部改正

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦の年次届を改めて、二年ごとに一回とすること。

二十六、薬剤師法の一部改正

薬剤師の年次届を改めて、二年ごとに一回とすること。

二十七、肥料取締法の一部改正

肥料検査吏員について必置規制を廃止すること。

二十八、獣医師法の一部改正

獣医師の年次届を改めて、二年ごとに一回とすること。

と。

二十九、高圧ガス取締法の一部改正

高圧ガスの製造のための施設等の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事に係る事前許可制等を廃止し、事後届出制等に改めること。

三十、計量法の一部改正

特殊容器の製造事業者の指定の有効期間を三年から五年に延長すること。

三十一、電気工事士法の一部改正

電気工事士試験委員について必置規制を廃止すること。

三十二、道路運送法の一部改正

使用等に関し運輸大臣に届出をすべき自家用貨物自動車の範囲を最大積載量が運輸省令で定めるトン数以上ものに限ることとすること。

三十三、公衆電気通信法の一部改正

(一) 特定通信回線の共同使用関係

二人以上の者の共同使用に係る特定通信回線使用契約の申込みについては、個別認可制を廃止すること

と。

(二) 公衆通信回線の共同使用関係

公衆通信回線使用契約に係る電子計算機等の共同使用の制限を廃止すること。

(三) 他人の設置する電子計算機等との接続関係

他人使用契約に係る特定通信回線と当該契約に係る他人の設置する電子計算機等との接続を一定の条件のもとに認めるものとすること。

(四) 公衆通信回線と特定通信回線等との相互接続関係

公衆通信回線と特定通信回線等との接続について、郵政省令で定める一定の基準に該当する場合には、個別認可を不要とすること。

三十四、建築士法の一部改正

建築士選考制度を廃止すること。

三十五、消防法の一部改正

危険物取扱者試験委員について必置規制を廃止すること。

第二 適用対象等の消滅及び行政目的達成等による二二二

十法律の廃止を行うこと。

一、総理府本府関係

三件

二、法務省関係
三、外務省関係
四、大蔵省関係
五、文部省関係
六、厚生省関係
七、農林水産省関係
八、通商産業省関係
九、運輸省関係
十、郵政省関係
十一、労働省関係
十二、建設省関係
十三、自治省関係

障害に関する用語の整理に関する法律案（閣法第七五号）（衆議院送付）

十件
二件
百四十四件
九件
二十三件
四十四件
十四件
七件
二件
四件
十件
四十八件

十件
二件
百四十四件
九件
二十三件
四十四件
十四件
七件
二件
四件
十件
四十八件

十件
二件
百四十四件
九件
二十三件
四十四件
十四件
七件
二件
四件
十件
四十八件

五七、三、三一 内閣提出
四、二七 衆可決
七、九 参可決

五七、三、三一 内閣提出
四、二七 衆可決
七、九 参可決

要旨

本案は、国際障害者年を契機として、障害者に対する国民のなお一層の理解を深めるとともに、障害者対策を推進する上で大きな意義を有するものとして障害に関する法令上の用語のうち不適当なものを改めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、一部を除き、公布の日から施行するものとすること。
- 二、所要の経過措置を規定すること。

一、恩給法等において用いられている「不具廢疾」という用語を「障害」、「重度障害」、「心身障害」、「重度心身障害」等に改めること。

二、船員保険法等において用いられている「廢疾」という用語を「障害」、「傷病」等に改めること。

三、児童福祉法、公職選挙法等において用いられている「不具奇形の児童」、「不具」等の用語を「身体に障害又は

委員長報告

障害に関する用語の整理に関する法律案の委員長報告参考照

形態上の異常がある児童」、「身体の障害」等に改める」と。

四、火薬類取締法及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律において用いられている「白痴者」という用語を、それぞれ、「精神薄弱者であつて政令で定める程度の障害の状態にあるもの」及び「重度精神薄弱者」に改めること。

五、本法律は、昭和五十七年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、障害に関する用語の整理に関する法律案は、国際障害者年を契機として障害者に対する国民の理解を深め、障害者の福祉の向上に資するため、恩給法、船員保険法等百六十二法律において用いられている障害に関する不適当な用語を改めようとするものであります。

委員会におきましては、各会派の協議に基づき、林理事から各会派を代表して質疑が行われました。

その主な点は、障害に関する用語の改正の意義及び今回

の改正を「不具」「廢疾」「白痴者」等の用語に限った理由、刑法、刑事訴訟法、監獄法、軽犯罪法中の不適当な障害用語の改正を見送った理由、障害者対策の今後のあり方等でありまして、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

次に、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案は、行政改革推進の一環として、行政事務の簡素合理化を図るために、去る二月十日に行われた臨時行政調査会の許認可等の整理合理化のための「行政改革に関する第二次答申」の指摘事項及び行政事務の簡素合理化に関するかねてからの改革合理化の課題のうち、法律改正を要する事項であつて一括して提案することが適当とされた事項について、旅券法、公衆電気通信法など三十五法律の規定の整理を行うとともに、あわせて適用対象等の消滅及び行政目的の達成等による二百二十法律の廃止を行おうとするものであります。

委員会におきましては、遙信委員会との連合審査会を行なうほか、内閣総理大臣の出席を求め質疑を行うなど慎重な

| 番号 | 件名 | 提出月日 | 受領月日 | 付委員会 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|---------------------|---|--------------------|------------|--------|--------|--------|----|
| 37 | 19 | 8 | | | | | |
| 案 地方交付税法等の一部を改正する法律 | 地方交付税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案 | 地方交付税法等の一部を改正する法律案 | | | | | |
| 二二二 | 二九 | 五七、二三五 | 五七、二二六 | 五七、二二六 | 五七、二二六 | 五七、二二六 | |
| 受領四二〇 | 受領三二六 | 送付月日 | 本院に受領又は(衆) | 付委員会 | 参議院 | 衆議院 | |
| (予)三二九 | (予)三二九 | (予)三二九 | 五七、二二六 | 議委員会 | | | |
| 可決五一二 | 可決三二〇 | 可決三二八 | 五七、二二八 | 議員会 | | | |
| 可決五二三 | 可決三二二 | 可決三二九 | 五七、二二九 | 議本会議 | | | |
| 三二三 | 二二三 | 五七、二二七 | 五七、二二七 | 付委員会 | 衆議院 | | |
| 可決四五 | 可決三二三 | 可決三二九 | 五七、二二九 | 議委員会 | | | |
| 可決四二〇 | 可決三二六 | 可決三二六 | 五七、二二六 | 議本会議 | | | |
| 本会議三一九 旨説明聴取題 | 本会議三一九 旨説明聴取題 | 五七、三一九 | | | | | |

○ 地方行政委員会
内閣提出法律案（六件）

審査が行われました。
質疑の主な点は、行政改革に対する政府の基本姿勢、臨調の七月基本答申に対する政府の対処方針、一括法案についての政府の考え方、車検に関連する過料の新設問題、データ通信回線利用の自由化、今後における法律廃止についての対応措置等でありまして、その詳細は会議録によって

御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案審査の過程において、防衛庁長官から過般の発言問題について遺憾の意が表明されました。

以上御報告申し上げます。